

平成19年度の

国民年金保険料免除申請の受付が始まります

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、障害・死亡といった場合の障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。保険料を納めるのが経済的に困難な場合は、免除制度・納付猶予制度がありますのでご利用ください。

失業や所得が少ないため、保険料を納めることが困難な場合には、次のような免除制度や納付猶予制度があります。制度の利用を希望する場合は、お早めに市民課（本庁・総合支所）で手続きをしてください。

なお、平成18年度に全額免除または若年者納付猶予が承認された人で、継続審査を希望している人は、申請の必要はありません。後日、社会保険事務所から郵送される通知で結果を確認してください。

対象 本人（学生を除く）・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人
承認期間 7月から翌年6月

若年者納付猶予制度
対象 30歳未満の人（学生を除く）で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の人
承認期間 7月から翌年6月



学生納付特例制度

対象 学生で、本人の前年所得が一定額以下の人
承認期間 4月から翌年3月

退職（失業）による特例申請する年度または前年度において退職（失業）した場合は、特例で退職者本人の所得審査が不要となります。配偶者や世帯主が退職した場合も不要となります。雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等、公的機関の証明の写しを添付してください。ただし配偶者や世帯主に一定額以上の所得があるときは認められない場合があります。

持参するもの
年金手帳



印鑑

平成19年度または平成18年度に失業した人は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等の写し

学生の場合は、新学年の学生証（コピー可）または在学証明書

1月2日以降に転入した人は1月1日の住所地での所得証明書（控除の内訳入）

《免除の所得基準額》

	所得基準額	月額保険料 (平成19年度)
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	0円
4分の3免除	78万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等	3,530円
半額免除	118万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等	7,050円
4分の1免除	158万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等	10,580円
学生納付特例	118万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等	0円

扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円。

《免除や納付猶予等を受けた期間の取り扱い》

	国民年金の受給資格期間	老齢基礎年金を受けるとき（全額納付した場合の年金額と比較した場合）	障害・遺族基礎年金を受けるとき	追納期間
全額免除	算入されます	年金額に3分の1が反映	保険料納付済期間と同じ扱いです	10年以内 3年目から 当時の保険料 に加算が つき 高くなります
4分の3免除		年金額に2分の1が反映		
半額免除		年金額に3分の2が反映		
4分の1免除		年金額に6分の5が反映		
若年者納付猶予・学生納付特例		年金額に反映されません		

「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」を受けた場合、残りの保険料（納付すべき保険料）を納付しないと未納期間となり、その期間分は追納できません。学生の場合は、納付特例の規定が優先し、免除申請はできません。

申請が遅れても、免除や若年者納付猶予については申請年度の7月まで、学生納付特例については4月までさかのぼって承認されますが、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡については、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

ますので、お早めの手続きをお勧めします。
*お問い合わせは左記へ
本庁市民課年金係
1114、総合支所市民課年金係 ②1331

（内線334）、熊谷社会保険事務所 048 522 5211

課税課からのお知らせ

平成19年度市民税・県民税の

課税について

課税課 1123

市では、申告が必要と思われる人に、申告をお願いする通知を、8月上旬ごろに発送し、申告相談を8月中旬ごろに実施する予定です。

次に該当する人は、お問い合わせください。



前年市民税・県民税が課税されていて、今回申告していない人または給与支払報告書が市に提出されていない人
不動産収入、報酬（外交員報酬含む）、生命保険金の満期一時金または生命保険金の解約一時金等の支払調書をもらっていて、申告をしていない人

保険の一時金については、契約内容や金額等により申告が必要でない場合があります。公共事業の用地買収に伴う土地や建物等の譲渡所得等があり、申告をしていない人は特別控除を適用するために申告が必要です。

所得税が課税される場合や源泉徴収された支払調書等がある場合および土地建物の譲渡所得等については、税務署へ申告するようお願いいたします。なお、税務署へ期限後申告をした結果、所得税が増額になった人は市民税・県民税も増額になる場合があります。

申告書または給与支払報告書（年金も含む）に基づき、扶養の状況を確認させていただき、次の場合には、扶養の取り消しとなります。

被扶養者の合計所得金額が38万円を超えている場合
重複して扶養にとっている場合（地方税法に基づき一方

の人の扶養を取り消します。）
給与支払報告書（年金を含む）に扶養の人数が記載されているが、被扶養者を特定できない場合
の場合、市から給与支払者またはご本人へ問い合わせをさせていただきます。

昨年度、被扶養者の確認をさせていただいた結果、扶養の取り消しとなったケースがありました。もう一度ご自分の年金の源泉徴収票をご確認ください。



「街角消火器」を設置しています

市では、初期消火を徹底し、火災の延焼を防止するため、市内の街角に「街角消火器」を設置しています。平成18年度から児玉地域の公共施設等から設置を始めました。

「いざ火災！」のときには、「街角消火器」を活用し、初期消火にご協力ください。
まちづくり課 1184、
総合支所総務課 ⑦133
1（内線214）



平成19年度埼玉県介護支援専門員（ケアマネジャー）

実務研修受講試験を開催

日時 10月28日 午前10時～
会場 獨教大学（草加市学園町1 1：東武伊勢崎線松原団地駅下車）
受験資格 保健・医療・福祉分野で原則として合計5年以上かつ900日以上の実務経験を有する人
受験案内

配布時期 7月2日～31日
配布場所 市役所介護いきがい課・総合支所健康福祉課・本庄市社会福祉協議会・埼玉県介護保険課・埼玉県福祉保健総合センター・埼玉県社会福祉協議会（彩の国すこやかプラザ内）

受付方法 郵送（簡易書留）
受付期間 7月2日～31日（当日消印有効）
費用 9,000円
問い合わせ 埼玉県社会福祉協議会福祉研修・人材センター研修課 048-824-3111